

香川県条例第25号

香川県議会委員会条例の一部を改正する条例

香川県議会委員会条例（昭和31年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="190 574 1075 774"><thead><tr><th>名 称</th><th>所 管 事 項</th><th>委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>環境建設委員会</td><td>環境森林部、土木部及び収用委員会に関する事項</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所 管 事 項	委員の定数	略			環境建設委員会	環境森林部、土木部及び収用委員会に関する事項	略	略			<p>(常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 574 2060 774"><thead><tr><th>名 称</th><th>所 管 事 項</th><th>委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr><tr><td>環境建設委員会</td><td>環境森林部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	名 称	所 管 事 項	委員の定数	略			環境建設委員会	環境森林部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	略	略		
名 称	所 管 事 項	委員の定数																							
略																									
環境建設委員会	環境森林部、土木部及び収用委員会に関する事項	略																							
略																									
名 称	所 管 事 項	委員の定数																							
略																									
環境建設委員会	環境森林部、土木部、水道局及び収用委員会に関する事項	略																							
略																									

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。